

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
 金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和5年度において
 県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
 定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
			A市	B市	C町	

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	144,424,690
近江八幡市	85,047,776
草津市	197,644,772
守山市	124,701,954
栗東市	110,718,639
甲賀市	97,361,443
野洲市	74,090,701
湖南市	61,359,622
東近江市	107,170,634
日野町	22,331,564
竜王町	18,679,205
計	1,043,531,000

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	214,261,000

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	285,807,918
長浜市	289,754,900
東近江市	22,675,798
米原市	66,169,988
愛荘町	59,746,470
豊郷町	18,264,464
甲良町	13,775,740
多賀町	17,722,722
計	773,918,000

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	2,129,705
栗東市	370,295
計	2,500,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	156,910,000

4処理区合計	2,191,120,000 円
---------------	------------------------

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和5年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	358,685,690
彦 根 市	285,807,918
長 浜 市	289,754,900
近 江 八 幡 市	85,047,776
草 津 市	197,644,772
守 山 市	126,831,659
栗 東 市	111,088,934
甲 賀 市	97,361,443
野 洲 市	74,090,701
湖 南 市	61,359,622
高 島 市	156,910,000
東 近 江 市	129,846,432
米 原 市	66,169,988
日 野 町	22,331,564
竜 王 町	18,679,205
愛 荘 町	59,746,470
豊 郷 町	18,264,464
甲 良 町	13,775,740
多 賀 町	17,722,722
計	2,191,120,000
<p>ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>	